

議 第 四 号

仙台市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百九条の二及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十年九月五日

提 出 者

議会運営委員会委員長

岡 部 恒 司

仙 台 市 議 会 議 長
赤 間 次 彦 様

仙台市議会会議規則の一部を改正する規則

仙台市議会会議規則（昭和三十四年仙台市議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第百十一条第一項中「第百条第十二項」を「第百条第十三項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

地方自治法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行規則の一部を改正する必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。